

令和元年度第2回新宿区総合教育会議

令和元年12月6日

新宿区教育委員会

令和元年度第2回新宿区総合教育会議会議録

日 時 令和元年12月6日(金)

開会 午後 1時27分

閉会 午後 2時52分

場 所 新宿区役所本庁舎6階第4委員会室

出席者

区 長 吉 住 健 一

新宿区教育委員会

教 育 長 酒 井 敏 男 教育長職務代理者 今 野 雅 裕

委 員 羽 原 清 雅 委 員 菊 田 史 子

委 員 古 笛 恵 子 委 員 星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

総 合 政 策 部 長 平 井 光 雄 企 画 政 策 課 長 大 柳 雄 志

総 務 部 長 針 谷 弘 志 総 務 課 長 鯨 井 庸 司

次 長 村 上 道 明 中 央 図 書 館 長 佐 藤 之 哉

教 育 調 整 課 長 齊 藤 正 之 教 育 指 導 課 長 長 田 和 義

教 育 支 援 課 長 内 野 桂 子 学 校 運 営 課 長 菊 島 茂 雄

書記

総 務 課 係 黒 川 哲 教 育 調 整 課 係 平 明 生

- 1 開 会
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
- 3 閉会

【添付資料】

- ①令和元年度第2回新宿区総合教育会議次第
- ②令和元年度第2回新宿区総合教育会議座席表

◎ 定足数の確認

○総務課長 ただいまから、令和元年度第2回新宿区総合教育会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことに、ありがとうございます。

私は、事務局、総務課長の、鯨井でございます。よろしくお願いいたします。

会議の定足数確認の前に、教育長職務代理者の交代がございましたので、御紹介をさせていただきます。

菊田委員の教育長職務代理者としての指名期間が10月16日をもって終了いたしましたため、10月17日より、今野委員が新たに教育長職務代理者に就任されました。今野教育長職務代理者、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○今野教育長職務代理者 よろしくお祈いします。

○総務課長 それでは、会議の定足数を確認いたします。

会議の成立には、区長と当会議を構成する委員6名の半数3名以上の出席を必要といたしますけれども、本日は全員に御出席をいただいております。

新宿区総合教育会議運営要綱第2条第3項の規定に基づきまして、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、お手元の次第に沿って、区長が進めてまいります。

それでは、区長、よろしくお願いいたします。

◎ 開 会

○区長 教育委員の皆様におかれましては、日ごろから教育行政に御尽力をいただきまして、厚く、御礼申し上げます。

今年度の第1回総合教育会議では、「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」を観点として、意見交換を行いました。本日は前回の議論を踏まえて、引き続き、新宿区の子どもたちの育ちと学びについて、教育委員会の皆様と教育課題の共有を図り、議論を深めたいと思います。

それでは、令和元年度第2回、新宿区総合教育会議を開会いたします。

まず、「新宿区総合教育会議運営要綱」第6条に基づき、本日の議事録署名人を、1名、

選出したいと思います。

本日の議事録署名人については、今野教育長職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

それでは、本日の署名人は、今野教育長職務代理者をお願いいたします。

○今野教育長職務代理者 承知しました。

◎ 議 題

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について

○区長 続きまして、次第の2「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について」に移っていきたいと思います。

前回会議では「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」を観点として、「教員の働き方改革について」、「ICTのさらなる活用等について」、「外国籍児童・生徒の問題について」、「教職員の麻疹・風疹対策について」、「人権に配慮した教育活動の推進について」、そして「東京2020大会後のレガシーとなる取組の充実について」といった論点で、意見交換を行わせていただきました。

今回の意見交換に際して、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

○今野教育長職務代理者 教育委員会といたしましては、本日も、第1回の総合教育会議に引き続き、「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」を観点として、区長と意見交換をしたいと思います。

教育委員会では、これまでの間、前回議論したことを中心に取組を進めてきました。今回は前回の議論を深めるとともに、現状の課題認識を踏まえた論点についても意見交換を行い、子どもたちの育ちと学びを、一層豊かなものにしていきたいと思っています。

そうしたことから、今回は「教育行政の長期的取組について」、「学校及び教員の環境整備について」、「ICTの活用について」、「子どもたちの健康について」、「魅力ある学びや体験の充実について」の5つを大きなテーマとして意見交換を行いたいと考えています。

○区長 ありがとうございます。

それでは、前回の議論を踏まえて、取組を進められている中で深まった論点や、現状の課題認識を踏まえた論点について、教育委員会の皆様との議論を通じて、課題を共有していきたいと思えます。

それでは、今回は、御提案のありました「教育行政の長期的取組について」を初めとした5つのテーマを論点として、議論を進めていきたいと思えますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○区長 ありがとうございます。

それでは、まず1つ目のテーマといたしまして、「教育行政の長期的取組」について、教育委員の皆様のお意見、お考えをお伺いしたいと思います。

御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 まず、教育行政の長期的取組についてお話ししたいと思います。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、マラソンの開催地などの新たな課題もありましたが、競技会場の整備も進み、徐々に盛り上がってきている印象です。

しかし、大会後の、社会、経済状況などについての検討は、まだ不十分だと思います。祭りの後の虚脱感というか、その後に来る景気の動向や財政的な課題といったことが、かなり懸念されるわけです。そうしたことについて、教育行政を絡めながら、長期的な視点で考えておく必要があると思え、本日は、まず、結論的なところから僕の考えを申し上げたいと思えます。

1964年に開催された前回の東京オリンピック。当時、1兆円オリンピックとも言われていましたが、今はもう10兆円規模になっています。当時は終戦後の困窮の状況から抜け出しつつあり、また、所得倍増計画が実施されて、高度経済成長期に入りつつある時期でもありましたし、戦後十数年という、まだ復興途上でもあったというタイミングでした。

新産業都市の建設が進められ、太平洋側を中心に工業ベルト地帯の建設が展開され、日本の国際社会への仲間入り、アジア初のオリンピック開催など、さまざまな注目を集める環境や材料がありました。

また、いろいろな建設や消費の需要、大都市の整備や交通網の整備、企業ビルや近代化ホテルの需要などもありましたし、象徴的には、東海道新幹線が生まれ、首都高速道路や地下鉄網、東京モノレールなどが、順次整備されるという時期でした。さらに国立競技場や武道館などもできましたし、一般の家庭ではカラーテレビが急速に普及したのも、この東

京オリンピックの直前でした。繁栄の第一歩の時代だったと思います。

しかし、オリンピックが終わると、景気はかなり沈滞しました。建設需要は減退し、金融引き締め策もあって、全体的に暗い印象が出てきました。ところが、当時はまだ全体的には高度成長の初期でしたので、復調も早く、やがてバブルの時代へとつながっていきました。

こうしたことを、来年度、東京2020大会を迎えるに当たっても、今から考えていかなければならないのではないか、と思うのです。教育行政の具体的な事項については、後に触れたいと思いますが、この経済や社会の動向は、教育行政にとっても大前提になることであると思っております。

2020東京オリンピックは、2013年から2030年までの18年間の経済効果を見ると、32兆円とも言われています。1964年の東京オリンピック当時の国家予算が3兆3,000億円であったのに対し、来年度は100兆円を超える予算になるでしょうから、経済規模は相当違ってきます。ですから、オリンピック後の沈滞や不景気は、この経済規模に吸収されるとの期待もありますが、アッパーの状況にあっては、必ずしもそうはいかないのではないかと懸念もあります。

それに、オリンピックの後の景気の落ち込みは、大会のたびに、開催国に共通する経験済みの現象でもあります。やり残された建築需要やインフラ整備、バリアフリー化などといった好ましい材料もありますが、これも東京を中心とした経済規模にとどまりがちで、次第に建設需要は減少し、消費増税のデメリットも具体的に表面化する可能性があります。

期待の観光については、2018年、訪日外国人旅行者数が史上初めて3,000万人を超え、また、オリンピックイヤーの2020年には4,000万人を突破するとも言われていますが、最近では韓国の訪日観光客数が、9月で58%、10月で65%も減少し、中国も同様の傾向にあり、全体として問題がないわけではありません。また、さきの台風被害の復旧など、経済停滞の懸念材料もあります。借金に依存する財政構造にも課題があります。

こうした当面の課題も重要ですが、長期的、根本的には、人口の減少と高齢化の問題が横たわっています。人口減少、これは労働力の減少でもあり、つまりは生産の低迷にもつながることですし、高齢化の問題は、年金、医療、生活保護など、社会保障給付費の増加を招きます。現在、国の財政構造の大きな部分を、借金とその利払いが占め、その返済に追われているわけですから、この点も考慮しなければならないでしょう。

消費増税で、とりあえずの税収増を図りましたが、この結果がどのようにあらわれるか、

まだ、わかりません。現に、国の予算措置としては、医療福祉関係の後退が始まっていますし、科学技術の分野においても基礎研究費が減らされており、これは将来、イノベーションによる経済効果や社会の発展、あるいは、対外的な各種の競合などの面で、非常に大きな問題になってくると思います。

日本の大学における研究は部分的には進み、大手企業の収益的なジャンルでの研究も盛んですが、国際レベルでは研究論文の数でも質的な面でも、年々低下しているとの指摘が出ておりますし、基礎研究に対する投資が軽視され、また、国際的な比較において低いレベルにある教育財政がこのまま続けば、日本の経済力が落ち込むばかりか、いずれ、日本のノーベル賞候補も出なくなるのではないかという識者もいます。

こうしたことの総体的な影響は地方自治体にも、そして、教育行政にも及ぶのではないかとということで、教育予算のことに触れていきたいと思います。

当然のことながら、区におかれては、監査能力を高めつつ、無駄を排した効果的・効率的な財政運営を進めているところですが、こうした厳しい経済環境の中であればこそ、教育行政の建設的かつ長期的な方策をどのように考えていけばよいか、また、どのように取り組めばよいかということを考えざるを得ません。

例えば、財政調整基金を取り崩して、福祉を手厚くすべきといった主張も聞かれますが、福祉対策の重視は当然としても、区の財政総体から見ると、現状では財政基金を極力蓄積して、将来に備えたほうがいいのではないかと思います。また、教育予算で大きなシェアを占めることになる校舎の新築、あるいは、図書館の建設などについては、財政事情を踏まえつつ、着工時の伸縮を見込んだ、より具体的な計画を策定していく必要があるでしょう。

さらには、教育関係についての国や東京都の方針決定、あるいは、予算化は、自治体の考えるよりもどうしてもおくれがちになると思います。つまり、区としては、国や東京都の大きな方針を注視しながらも、財政的な削減の波にのみ込まれる前に、自治体としてやるべきことに、先行的に取り組んでいくべきだろうと思っています。

例えば、優秀な教員の定年延長策を積極的に図るとか、あるいは、すぐれた外国人英語教育指導員、すなわち、ALTの独自の資格審査の導入による人材確保策を整えることなどです。これについては、文科省が、今後、ALTの資格審査を始めるという話もありますので、むしろ、早目に子どもになじみやすく、楽しみながら英語へのいざないのできる人材の確保に取り組まなければならないでしょう。

一言つけ加えますと、学校訪問の際に、英語の授業を見ていますと、当然のことではあります。同じALTでも、子どもになじみやすいキャリアのある人もいますし、なかなか盛り上がらない人もいます。また、日本人の英語の先生にも、ALTに発音の部分しか発言させないとか、授業の進め方について事前の打ち合わせが十分できていないといった格差が目につくこともあります。そのような点で、資格というか、指導のうまさや雰囲気というか、ある程度の水準を確保する方策が必要と思われまます。

新宿区には外国人留学生がたくさんいますから、ALTばかりではなく、こうした人材の英語の授業への参加、あるいは、放課後の活動や学童クラブへの参加といった日本の学校への親しみを持ったアプローチを日常化していくことも、可能性として探っていく価値があるのではないかと思います。いわゆる、授業での英語の習得ではなく、生活や遊びの中で子どもたちと外国の若者らとの本音の交流を進めていくすべを考えておくべきだろうと思っております。

外国からの留学生の間にも、日本人の風習になじみたいという声も出ています。また、教員養成学部生の実習的な導入、つまり、資質のある学生に学校現場になじんでもらい、積極的に教師になりたいという意欲を持ってもらいたいということです。こうした学生を含めて、放課後の生徒会活動や学童クラブなど、授業以外での外部の適材の活用も、もっと進めていくべきだろうと思っております。

既に始まっている学校内外の部活動指導員のさらなる確保へ向けた手立てについても、国や東京都の方針は必要ですが、できるだけ早手回しに進めて、緊縮的な財政下でも立ち行けるような状況をつくっていかねばならないのではないかと思います。

以上、大まかではありますが、教育委員会自体も大きな視野で挑戦的に前に進むことが重要だと思っておりますし、そのためには、区長部局の深い御理解をお願いしたいと思ひまして、話を広げてまいりました。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

ただいま、羽原委員から東京2020大会後に懸念される景気沈滞の要因や、我が国の人口減少・高齢社会といった長期的な視点から、今後の教育行政のあり方や課題について、多角的な御意見をいただきました。

委員の御指摘のとおり、区財政を取り巻く社会経済情勢は依然として先行き不透明であり、予断を許さない状況です。このような中で、今後の区の教育行政については、何を優先し

て子どもたちのための施策を打ち立てていくのが重要ではないかと思っております。

前回の総合教育会議で、羽原委員から御意見のあった外国籍児童・生徒に関する課題や、菊田委員からお話のあった支援を要する子どもの学習のためのサポートといった課題などは、ちょっとした工夫や支援によって才能を伸ばすことができる子どもたちがいることを、改めて教えてくれるものでした。

今回いただいた、羽原委員の大局的な御意見を大切な視点の一つとしていくとともに、今後も引き続き、教育委員会の御要望や現場の声を聞かせていただきながら、委員の皆様と一緒に、教育課題に柔軟かつ果敢に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、引き続き御意見をお伺いしたいと思いますが、どなたか、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 ただ今のお話、ありがとうございます。

第2に、学校及び教員の環境整備についてに触れていきたいと思えます。

先ほどは、長期的・総論的な視点から意見を述べましたが、次は、これまでも意見交換を重ねてきた学校及び教員の教育環境の整備についてです。教員の長時間労働の改革状況については、教育委員として学校訪問を重ね、実際に授業を見させてもらったり、校長先生のお話を聞いたりする中で、部分的に把握することがありますが、教員の勤務時間の状況、あるいは、各校園における勤務状況の改善に向けた取組はどのようなにあるか、これについて、まず、教育委員会事務局から報告を受けておきたいと思えます。

○酒井教育長 ただいま、羽原委員より、教員の勤務時間、または各校園における勤務環境の改善への取組状況について、報告のお求めがございましたので、事務局から御説明させていただきます。

○教育指導課長 それでは、私から教員の勤務時間、また、各校園における勤務環境の改善への取組状況について、報告をさせていただきます。

初めに、タイムレコーダーのデータ集計による、教員の勤務時間等についてです。

お手元の資料をごらんください。平成30年9月からタイムレコーダーの運用が開始されました。本日の資料は、昨年度の9月と今年度の9月におけるタイムレコーダーの記録による、平日1日当たり及び1週間当たりの勤務時間、また、裏面に1週間当たりの勤務時間の分布の比較を記載したものとなっております。

1週間当たりの勤務時間は、例えば、小学校の校長は48時間08分から46時間30分へ、副校長は56時間46分が52時間35分へ、教諭は47時間47分が46時間25分となり、平均としては、

わずかに減少しています。

資料の裏面をごらんください。職層ごとに勤務時間の分布をグラフでまとめたものがございます。1週間当たりの勤務時間の平均は、大きく減ってきているとは言えませんが、分布の状況を見ると、60時間を超える割合は減少してきています。60時間を超える割合は、校長・園長は前年度が2.4%、今年度はゼロ%、副校長・副園長は前年度27.3%、今年度11.4%、教諭は前年度4.5%が今年度2.3%となっています。

全体としては、勤務時間が短くなる方向にシフトしているように見られます。このことから、勤務時間に関しては、区のこれまでの取組や各校の取組によって、改善に向けた兆しが見えていと捉えているところがございます。

次に、各校園における勤務環境の改善への取組状況です。

もう一枚の資料をごらんください。

この調査は、各校園長へアンケートを実施し、その内容を取りまとめたものとなります。

「年休取得促進期間の活用で、まとまった休暇を取得する教員がふえている」という項目では、「はい」が100%でした。また「留守番電話の効果を実感している」という項目についても、92.6%の高い評価となっています。

また、学校では「会議等の回数を減らしたり、運用方法を工夫したりすることで効率化が進んでいる」との割合や、「昨年度に比べ退勤時刻が全体として早くなっている」と実感する割合も、8割を超えた高い割合でした。

一方、「学校行事の内容・準備期間の見直しや工夫による効率的な運営」については、約6割が「はい」であり、「昨年度に比べ子どもと向き合う時間が確保できているという実感」については3割弱でした。まだまだ、子どもと向き合う時間がふえてきたという実感には結びついていないようです。

学年間の交換授業を実施している小学校が約30%、子どもからの徴収金を銀行の引き落とししていない小学校が75%あるという実態からも、学校としての改善・工夫の余地もまだあるのではないかと考えます。

前回の教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチームにおいても、参加された各委員からも、教員の意識が変わってきたことは成果として出されていました。また、帰るときは帰るという意識が定着した感も出てきております。

しかしながら、個別に配慮を要する子どもや家庭への対応のための時間、若手教員の育成にかかる時間も、学校としては多くの時間を要しているという意見、また、学校の役割を

どのように整理するか、そもそも、教員の持ち時数を減らすことを行わないと、大きな改善は難しいという意見もありました。授業をよりよいものにしたいという教員の願いもあり、授業準備等を進めています、さまざまな対応を行いながら、なかなかゆとりを持った状況を確保することには苦慮しています。

今後は、校園長のみならず、他の職層の教員の実感についても把握してまいりたいと考えております。

区は当面の目標として、過労死ラインに相当する「1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」として取り組んできましたが、数は減ってきたものの、いまだ60時間を超える教員が、毎月、一定程度おります。特に、副校長・副園長についてはその割合が大きいのが現状です。

また、1週間当たり60時間は超えないものの、55時間から60時間の間にある者の状況にも注視していく必要があります。全体の平均としては、勤務時間が短くなるなど、改善の傾向も見られますが、教員個々に見ていくと、子どもや保護者への対応、若手教員の育成、学校行事や校務の役割等の状況の変化があり、結果、長時間の勤務につながっていると考えられます。抜本的な解決には至っておらず、取組としては道半ばという感があります。

勤務環境の改善への取組を、引き続き、総合的に進めていくことが必要であると考えています。

報告は以上となります。

○区長 ただ今、報告がございました。羽原委員、どうぞ。

○羽原委員 ありがとうございます。

各校園におけるタイムレコーダーについては、昨年9月に運用を開始してから1年以上が経過したわけですが、「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」との当面の目標に向けては、まずは、前進していると思います。

ただ、この1年間で小・中学校の教員の1日の勤務時間には余り変化がありません。中学校の校長や教諭については、わずかに増えてさえいます。正規の勤務時間は7時間45分、これに対して、まだ9時間20分前後の勤務となっています。内容的な変化もあるでしょうから、一概に改革が進んでいないとは言えませんが、一層の工夫や努力が必要だということだと思います。

この改革の最終的な目標が、教育の質を落とすことなく、先生方の働き方改革を進め、その成果が子どもたちの楽しい学校生活や、学びといったものに返されていくことにあるこ

とを忘れてはならないと思います。そのためには、今後、これまでの改革で見えてきた好ましい事例やノウハウを、いかに各校が共有していけるかが鍵になってきます。

また、全体を平均化するようなことではなく、小規模校と、比較的、子どもたちの多い学校では異なる事情もあります。先生方の人員数なども勘案する必要がありますし、また、学校ごとの指導や対応の差もあろうかと思しますので、必要な時間をかけて、じっくりと取り組んでいくほかありません。

学校現場にとって、この改革をめぐって、具体的に好感を持てる部分と不満な部分は何であるか、プラス面とマイナス面は何か、また、学校内の教育環境には具体的にどのような変化があったのか、学校長の判断のみならず、現場の教員たちがどう受けとめ、何を、どう改革すべきだと考えているか、広い視野に立って、きれいごとにとどめず、実態をよく把握した改革に取り組んでいかなければなりません。

勤務環境の改善の取組については、校園長の回答結果が示されましたが、教員たちの学校内部総体での認識はどうかなど、学校長のリーダーシップは改革の成否の鍵を握っているということの重要性を強調しておきたいと思います。

例えば、子どもたちに向き合う時間が確保できているとの実感は、現場ではまだ不十分です。教員の実力を高めることにもなる学年間の交換授業を実施している学校も、まだ、多くはありません。学校徴収金の銀行引き落としも、75%の小学校で実施に至っておらず、教員の負担になっています。

もう1点、追加させてください。4日の国会で給特法が改正され、教員の残業の上限を月45時間、年360時間以内とするガイドラインが法制化されました。文科省は先生方の繁忙期となる4月、6月、10月、11月の勤務時間を週3時間増やして、8月中に5日間ほどを休日として対応するとしています。これは一つの前進として歓迎できますが、実際にこの変形労働時間制で埋め合わせができるのでしょうか。

現在の新宿区の場合、先ほども触れましたが、「1週間の実働勤務時間60時間以上をゼロにする」という目標です。ここから正規の勤務時間である週38時間45分を差し引いた超過勤務時間を月換算した場合、文科省の月45時間という指針とは、相当に乖離しています。

実態から計算してみますと、1日の法定の労働時間7時間45分ですが、実際の一般の先生方の勤務時間の平均は、おおよそ9時間20分ですから、1時間35分長く働いていることになります。つまり、週5日の勤務として約8時間、ほぼ1日分長く働いている計算になります。

仮に、これよりも短い1日1時間25分の超過勤務を、先ほどの繁忙の4月、6月、10月、11月の4カ月で月10日間ずつ行くと、毎月14時間、計56時間となり、これは7日分の勤務時間に相当します。つまり、夏季の5日間の変形労働時間制の休暇では、新宿区の現状では消化できないこととなります。

新宿区の変形労働時間制も、可能な限り休暇を延ばすこと、それに、この休暇期間の間に仕事のある先生方には、振り替えの休日を認める措置を徹底することなどが必要でしょう。もちろん、授業準備に時間がかかる若い先生方、また、打ち込んで授業や子どもたちにかかわる熱心な先生には、長時間労働がやむを得ないこともあるでしょう。ただ、この変形労働制を名目にして長時間勤務を許容することの逃げ道にしてはならない。この点は十分心しておかなければと思います、申し上げました。

すぐれた教員のなり手が大きく減っていく中で、教員たちの時間の合理的なありよう、保護者や地域の理解と協力の引き出し方、若手教員の育成の対応など、課題はまだ山積しております。表面的なきれいごとでは済まされない実質的な改革の必要性を自覚し、反省もしながら、遠い道を進まなければなりません。

区長におかれましても、この実態に引き続き御理解と御協力をお願いしたいと思います。
以上です。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、このテーマで御発言のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○今野教育長職務代理者 私からは、前回の会議に引き続いて、働き方改革の実現に向けた教員の勤務環境の改善について述べたいと思います。

第1回総合教育会議において、教員の働き方改革の中では、学校事務職員の役割の拡充が必要ではないか、また、そうした方々の学校運営事務への積極的な関与の促進が必要ではないかといったことを述べまして、その上で、小学校における事務体制の強化、すなわち、人員の量的な強化について、区長に御理解をいただくようお願いしたところです。

このことについては、学校における事務作業の棚卸しや業務の性質を踏まえた分類、また、これに基づく必要な人員体制の算出など、具体的な検討を事務局で進めていただいていると聞いていますが、改めて、着実に対応していただくとともに、区長の御協力をお願いしたいと思います。

また、事務職員の方が新たに学校に配置されたり、新しい業務を担当されるような場合には、仕事の具体的な手順や留意点、事後の対応などについての準則やマニュアルといった

ものが、あらかじめ整備されていると大変有効ではないかと思えます。実際の学校現場では、業務は個別具体的に、なおかつ、臨機応変に対応していかなければならないわけですが、あらかじめ、そういったものを整えておけば、仮に人がかわったとしても、業務を安定的に遂行できるということで重要ではないかと思えます。

さらには、業務マニュアル以外にも、職員研修や日々のミーティングの持ち方を工夫するなど、学校事務職員の力量を十分に発揮してもらうためにできることが、教育委員会事務局にも、それぞれの学校現場にも、さまざまにあるのではないかと思います。ぜひ、チーム学校の視点から、現場の持てる力を最大限の引き出していただけたらと思っています。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、御発言のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○古笛委員 私からは、学校及び教員の環境整備に関連して、学校における専門職の体制整備について申し上げたいと思います。

前回の総合教育会議では、人権に配慮した教育活動の推進をテーマに、お話をさせていただきましたが、やはり、その後も、学校におけるいじめ問題や児童虐待に関するニュースは後を絶ちませんし、教員同士のいじめも、大きな社会問題となっています。

こうした背景を受けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職が改めて注目され、各地で人材の取り合いのような状況になっています。区では児童相談所の設置時期を延期して、人材の育成・確保に努めることになったと聞いているところでもあります。

教育委員会としては、質の高いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを安定的に確保していくため、来年度以降、会計年度任用職員という形になることもありますが、給与面を中心に、待遇の改善を図っていくということも必要ではないかと考えています。

また、質の高いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとなる人材を配置して、そのような人たちが中心となって、若手の専門職を育成していくような体制を構築していく必要もあると思います。さらには、専門職を育成する大学院や専修学校などとの連携を図っていくことも、今後の人材確保に向けて重要になってくるのではないかと思います。

そうした中で、私たちとしても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに

なろうという人たちが、実際、どのような勉強をされ、何に取り組まれているのか、より詳しく知っていくことも大切であろうと考えています。

先日、学校訪問で、戸塚第三小学校に伺い、授業を拝見していたところ、担任の先生以外にもう一人、補助の先生がいらっしゃいました。副担任の先生かと思ったところ、実は、スクールカウンセラーでした。相談室を出て教室に入り、子どもたちに声をかけたり声をかけられたりしていました。副校長にお話を伺ったところ、いろいろな形で子どもたちとの接点を持ってもらうため、スクールカウンセラーに、こういう形で積極的に教室に入ってもらっているということでした。

せっかくいい人材を確保したとしても、現場で十分に活用できなければ、その意義は失われてしまいます。子どもたちからの信頼を得るため、あるいは、担任の先生方との信頼関係を築くためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのあり方について、これまで以上に柔軟に考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

学校及び教員の環境整備につきましては、教育長からもお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井教育長 これまで学校及び教員の環境整備については、「教員の勤務環境の改善・働き方改革 第二次報告書」に掲げる34の具体的な取組の方策を中心に進めてきているところ です。これに位置づけられた取組として、学校の法律相談体制の整備では、昨年度は12件、今年度は、12月1日現在で6件の相談が寄せられ、法的根拠に基づいた助言を受けることにより、迅速な問題解決に大きく寄与しています。

また、同じく、専門性の活用という観点から、中学校における部活動指導員の配置状況は、12月1日現在、週30時間勤務の指導員が3名、週9時間勤務の指導員が8名、計11名が配置され、テニス部や陸上部、ブラスバンド部などで指導に当たってもらっています。

さらには、報告書には直接位置づけられてはいないものの、古笛委員から御発言のあったスクールカウンセラーへの平成30年度の相談件数は、小・中学校において、児童・生徒、保護者、教職員を合わせて延べ約2万件、同じくスクールソーシャルワーカーへの相談件数は、家庭環境や不登校、発達障害などの主訴を中心に、小・中学校で約450件となっています。

教員の働き方改革の目的は、質の高い教育活動を継続することで、子どもたちが生涯を切

り開いていく力を一層伸ばしていくことにほかなりません。こうした視点から、御紹介したように、多様なスタッフに活躍していただいている状況がありますが、各委員から御意見がありましたとおり、人材の安定的な確保など、まだまだ課題はありますので、引き続き取り組んでいきたいと思えます。

○区長 ありがとうございます。

ただいま、学校及び教員の環境整備について、教育長を含めまして、複数の委員から御発言をいただきました。

羽原委員からは、今後の大きな視点として、教員の働き方改革における好事例を、いかに各校が共有していくことができるか、また、各校それぞれに状況が異なる中で、現場の先生方の実態の把握や、学校長のリーダーシップが大変重要になってくるとの御意見をいただきました。

また、今野職務代理者からは、学校事務職員の体制の強化と、その能力を最大限に生かしていくための工夫が大切であること、また、古笛委員からは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの安定的な確保に向けた取組の重要性と、その具体策についての御意見をいただきました。

私といたしましても、いずれの取組も「チーム学校」の視点から、教員が子どもに向き合うための環境整備を確かなものにしていく上で欠かすことのできない重要な御意見であったと思えます。

教員の働き方改革は、教員を支えるさまざまな職員や専門的なスタッフの力がかみ合うとともに、各スタッフが処遇の面や仕事のやりがい、手応えなどに魅力を感じ、安定的に勤務していただけることが大切だと考えますので、私といたしましても、できる限りの協力をさせていただきたいと思えます。

それでは、引き続き、御意見を伺いたいと思えますが、どなたかご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○菊田委員 私からはICTの活用についてお話をさせていただきたいと思えます。

本年6月、文部科学省は、2025年度までに児童・生徒1人につき1台、教育用のパソコンやタブレット端末を利用できる環境を整えていく工程表を発表いたしました。この新宿区においても、タブレット端末は、いずれは1人1台必要なものと思っております。しかしながら、端末の機能性やデジタルコンテンツの活用範囲など、検討すべき課題も多く、導入に当たっては段階的に進めていく必要があると考えています。

このような前提に立った上で、私からは、ICTのさらなる活用について、大きく、2つの視点から述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、通常の学級におけるタブレット端末の増設についてです。学校訪問などでは、通常の学級を見せていただく機会も多いのですが、現段階では、全ての時間、全ての教科でタブレット端末が必要であるというわけではなさそうであると感じています。ただ、そうであっても、例えば、レポートや新聞を作成するであるとか、学んだことや考えたことを表出するためのツール、いわば、筆記用具のかわりとしてそれを活用するような場面であったり、あるいは、調べ学習をするであるとか、ドリル教材を使うといった場合には、少なくとも、その教室では1人1台使える状態でないと、学習用のICT機器としては不十分なのではないかと感じています。

5月1日現在、タブレット端末1台当たりの平均児童・生徒数は、小学校については6.5人、中学校については5.1人ということですので、現状ではまだ少な過ぎるのではないかと感じているところです。効率的に活用していくに当たっては、各校、最大限の工夫が求められますが、一方で、やはり、もう少し台数が必要ではないかと思っているところです。

2点目は、個の学習に一定の支援を必要とする子どもたちのためのタブレット端末の導入・活用は、やはり、今すぐにでも必要であるということです。例えば、日本語を母語としない子どもたちや、学習障害を持つ子どもたちに対しては、これは読み書きの道具として、一つの筆記用具として、1人1台使用できる環境を保障してあげる必要があるのではないかと思います。

ふだん、こうした子どもたちが、何に困っているのかというと、日常的な読み・書き、読書、また、連絡帳を介したやりとりなどに困っているわけです。書きについては、鉛筆を持ってノートをとることが苦手なお子さんがノートテイクに使うということもできますし、読みについても、デジタル教科書の導入が進みつつあるかとは思いますが、端末の読み上げ機能を使うことによって、内容が頭に入ることがあります。朝読書の時間も困ることが多いのですが、これも、デジタル化されたものを端末で読み上げることができれば、読むことは苦手だけれども、聞くことができれば理解ができるというお子さんや、日本語がまだ十分でないお子さんに向けた支援ができるでしょう。

また、連絡帳が書けないというのは本当に困ることで、翌日の持ち物がわからず、結果、授業に参加できないということになりますので、こういう場合にも端末を活用して、翌日、自信を持って学校に登校できるようにしてあげる、そういう保障ができるのではないかと

思います。

そして、このような子どもたちには、どうしても学習の面でつまづいてしまっている場合が多いので、タブレット端末を活用した放課後等の学習支援という形で、個々の学習をフォローしていくということが必要だと思います。

先ほどお話のあった教員の働き方改革との関係でも、今後、教員の人材確保が難しくなっていくということを考えれば、そうした視点でもタブレット端末を有効に活用することが重要になってくると思います。

さらには、不登校など、何らかの理由で学校に通うことができないお子さんで、ある単元の学習が丸ごと抜け落ちてしまっているような場合でも、やはり、学習支援は必要になりますが、なかなか、教員がつきっきりで教えられるものではありません。こうした切り口でも、タブレット端末の活用に期待が寄せられるところです。

最後に、新宿養護学校におけるアシスティブテクノロジーの活用、つまり、障害者などを支援するための工学技術の活用ですけれども、これについては、前回の総合教育会議でも述べましたとおり、まだまだ、十分ではないと思います。情報機器の活用の仕方次第では、そのお子さんの内言語を引き出し、親御さんとのコミュニケーションがとれるレベルにまで引き上げられるケースもあるのです。表出のツールとして、しっかりとコミュニケーションがとれるぐらいまでにテクノロジーを使いこなす。新宿養護学校にはそれぐらいの教育をするんだという気概を持って、子どもたちと向き合っていたいただきたいと思っています。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

菊田委員からは、普通学級におけるタブレット端末の増設や、支援を必要とする子どもたちのための、場面に応じた活用方法などについての御意見をいただきました。

先日、東京都知事と区市町村長との意見交換会に出席をした際、私のほうからは、いわゆる、日本語を母語としない子どもや、発達障害などを持つ子ども、また、教室における習熟度の二極化といった課題を、教育現場の立場から感じていること、そして、タブレット端末を使った反復学習により、その子の弱点などのデータが蓄積され、苦手克服に向けた対処方法が、教員としても把握しやすくなるのではないかということをお伝えしてまいりました。

ただ、これは新宿区に限った課題ではないとの見方もありますので、広域的な課題として、東京都においてタブレット端末の購入に対する支援を行ってもらえないかということ、ま

た、あわせて、自治体によるソフトの差はなるべく小さいほうがよいと考えておりますし、開発に当たっては、やはり、スケールメリットを活用したほうがよいということがありますので、その点についてメーカーなどと東京都が一定の水準を保ったソフトを開発して、それを各自治体で共有できたほうが、価格的にもより今後の普及につながっていくのではないかとこのことを提案してまいりました。

一方で、新宿区でできることについては、速やかに行っていく必要があります、菊田委員と同じくしているところでは、菊田委員からは、前回の総合教育会議に引き続き、筆記用具として、あるいは、連絡帳としてなど、タブレット端末の具体的な活用方法について御提案をいただき、活用の視野を広げていただいています。

国が示すとおり、タブレット端末は、1人1台必要なものであると考えていますが、菊田委員の御意見のとおり、導入に当たっては段階的に進めていくことが現実的であると考えています。私としましても、学校におけるICT機器の充実と、より柔軟で効果的な活用に対して、必要な支援をしていきたいと考えています。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思います、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○**星野委員** 私からは、これまでに引き続き、子どもたちの健康に着目して述べたいと思います。

現在、新宿区では小児生活習慣病予防健診が行われていますが、これは、メタボリック症候群は小児期から発症するものであるという考え方に基づいて、早期から始めているものです。

小児生活習慣病予防健診は、小学校4年生から中学校3年生までの希望者が対象ですが、受診率は、今年度、小学校が3.3%、中学校が1.4%と、実は、かなり低い状態です。新宿区は成人の特定健診の受診率も低いので、そもそも、関心が低いのか、自分の子に限っては大丈夫と楽観視しているのかはわかりませんが、とにかく、低いのが現状です。

先日、新宿区学校保健会において、養護部会から、小児生活習慣病予防健診の際に、貧血の検査をしてほしいという要望がありました。その理由として、新宿区の子どもたちを取り巻く実態として、貧困や偏食、また、誤った痩せ願望などがありますので、せっかく採血の検査があるのであれば、こういうことに起因する貧血の検査を、あわせて行ってもらえないかということでした。

確かに、検査としては大変意義があることですので、すぐにでも始められたらと思うので

すが、検査項目が増えれば、当然、費用も増えます。また、正常値を設定するに当たって、当然ながら、男女差、年齢差などを考慮する必要がありますので、こうしたことも検討課題ではあります。

採血検査を行うと、検査の内容次第では、血液型、アレルギーの検査、あるいは、感染症の既往のチェックなど、いろんなことがわかってくるという利点があります。これらに関して、血液検査の結果だけで判断できないものもありますし、児童・生徒の集団の検査項目としては適当と言い切れないものもあります。しかし、教育現場や保護者、また、学校医などの要望のある検査項目が、今後、子どもたちの健康に役立つのであれば、また、受診率の向上につながるのであれば、今後、検査項目をふやしていきたいと考えますので、区長にも御協力をいただけたらと思っております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、御発言のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 ただいま、星野委員から小児生活習慣病予防健診の項目についての御発言がありましたので、子どもたちの健康に関連して、僕からは子どもたちの視力対策について述べたいと思います。

昨年度の総合教育会議でも、弱視の子どもたちのことに触れ、その早期発見のための検査用の機器を購入するようお願いいたしました。今回は、近視の問題に触れたいと思います。

先日、ある小学校訪問の際、クラスごとに見て回ったところ、全校430人ほどのうち、5分の1程度の児童が、眼鏡をかけていました。5・6年生は計4クラスありましたが、眼鏡をかけている子どもを数えてみたところ、各クラス、10人以上いました。この学校は多いほうでしたが、ほかの学校でも決して少なくはなく、眼科の校医さんは各校にいるので、視力の大切さなどについて、子どもたちにわかりやすくお話をしてもらおうような機会をつくってみてはどうかと、校長先生に打診したこともあるのですが、もう少し、取組を強めていかなければならないのではないかと考えています。

勉強熱心の結果なのか、スマホ、ゲーム、テレビの影響なのかわかりませんが、視力は生活上、生涯にわたって大切な機能です。基本的には教育委員会の課題ではありますが、区の行政としても特に重視していただきたい問題だと思っております。

2018年度の文科省の調査報告によると、裸眼視力1.0未満の小学生は、全体の34.1%で、過去最高、1979年度の調査開始時と比べると、ほぼ、倍増したということです。視力0.3未

満の児童も9.3%程度いるということです。また、眼鏡などで矯正していない小学生のうち、14.2%が視力0.7未満だということで、これは教室の真ん中より前の席にいても黒板がよく見えない視力だということです。

また、慶応義塾大学の眼科学の教授が2017年に実施した、東京都の小・中学生約1,400人を対象にした調査では、左右それぞれの目の焦点が合う距離や、眼球の変形などについて調べたところ、小学校1年生の63%が近視で、小学校6年生では83%、また、小学校3年生から6年生までの平均では80%、中学1年生から3年生までの平均では94.8%という、非常に高い割合だったということです。また、この調査では、国際的な基準に沿って、焦点が合う距離が2メートル以内を近視としたという前提ですから、実際よりやや厳しい結果だとは思いますが。

ただ、ものを見る時は、30センチ以上離して見るのが望ましいということですが、小学校をのぞいてみますと、ノートをとるときに、顔とノートが10センチぐらいしか離れていないような子どもたちを何人も見かけています。スマホやゲームのやり過ぎといったことばかりではなく、机に向かう姿勢が悪い子どもも多く、これも視力の悪化につながっているのではないかと思います。

さらにスマホやゲームのやり過ぎは、脳の発達にも影響するという調査結果が、幾つか出ております。近視の人は眼球が変形しており、強度の場合は視神経や網膜が傷つきやすく、失明のリスクさえあると言われております。近くのものを見るときに、ピントを合わせるために寄り目になり、これがスマホなど、小さな画面に顔を近づけて見ることで多くなると、眼球がもとに戻りにくくなり、急性内斜視になるのだといわれます。両眼で見ているつもりでも、実際は片目で見ている、距離感や立体感が捉えにくくなるということです。これまでは脳の異常やストレスなどによるとされておりましたが、最近は、スマホなどの長時間使用が原因ではないかという研究が進んでいるそうです。

総務省の研究所によると、2018年度は10代のスマホなどによる、ネット利用時間は、平日平均2時間25分、休日は4時間だそうです。浜松医大などが眼科医を対象に調べたところ、回答のあった眼科医371人のうち、4割以上の158人から、昨年1年間に、5歳から35歳までの急性内斜視の患者を診察したということです。158人の眼科医のうち、122人がスマホなど、デジタル機器の使用から発症した患者を診察したとしております。

文明の利器は効用も大きいですが、その利用に当たっては、マイナス面もよく読み取っておかないと、ダメージを受けます。スマホばかりでなく、今後、多用されてくるAI関係

についても、いたずらに飛びつかず、まずは、プラス面とマイナス面をきちんと把握して、指導する際に生かせるようにしておかないと、このような事態になりかねないでしょう。

もう一つ、事例を紹介します。厚労省が横須賀の医療機関に委託して、10歳から29歳までの約5,000人を対象に、スマホやパソコンなどのゲームについて調査したデータがあります。平日にゲームをする時間は2時間以内が67%ですが、2時間以上が30%を占め、さらに驚くことは、6時間以上が6.5%もいて、昼と夜が逆転したり、ひきこもりになったりしている若者もいるということです。調査に当たった医師によると、3時間以上の場合には依存症か、その予備軍だといいます。ゲームは、スマホによるものが80%、残りがパソコンということですが。

スマホの利用は、内閣府によると、小学生で41%、中学生で66%、高校生になると94%で、これほどまでに普及すると、最初に目について触れましたが、目にとどまらず、身体全体、あるいは精神的な部分にまで悪い影響が出てくる可能性さえあります。視覚に関する脳の機能は、小学校低学年までに、ほぼでき上がってしまうということですから、小さなころからスマホやゲームなどを過度に使用させないことです。さらに申せば、近眼などについては、正しく鉛筆を持ち、正しい姿勢で机に向かうといった指導にも力を入れるべきです。

こうしたことを含めて、子どもたちの視力を守るためには、生活習慣や家庭での取組が大切になってきますので、これまで以上に家庭を巻き込んだり、学校を挙げてというところにとどめないで、区全体が一体となってキャンペーンを張るといような働きかけが必要だと思えます。

区長や区長部局におかれましても、周知や広報の面から、御配慮いただければと思います。以上です。

○区長 ありがとうございます。

星野委員からは、子どもたちの健康のために、小児生活習慣病予防健診の検査項目に貧血検査を加えるべきではないかとの御提言と、受診率の向上を見据えた採血検査の今後についての御意見をいただきました。貧血検査については、正常値の設定の仕方など、実施する際の技術的な難しさもあわせて伺いましたので、健康部にも情報を共有させていただき、医師会等でさらなる御検討を進めていただいた上で、今後、どのような対応がとれるか検討していければと思っております。

また、羽原委員からは、近視や視力の弱い子どもが増加していることへの御懸念と、姿勢との関連性、また、日常生活におけるスマホなどの過度な使用による心身への影響などに

についての御意見でした。

スマホの使い過ぎや姿勢の悪さに起因する視力の問題については、家庭とも協力しながら、保護者会などの機会に、その関連性や重要性を十分に周知していくことが肝要なのではないかと考えています。教育委員会におかれては、委員のお話にもありましたとおり、学校医などの知見を活用して、子どもたちに働きかけていただくことができれば、大変ありがたいと思います。

区としましても、関係部門のさまざまな事業などを通じて、子どもたちがスマホの過度な使用等により心身の健康を害することがないように、その安全・安心な利用について、家庭に働きかけていきたいと考えています。

両委員の御意見に共通することとして、情報が氾濫する今を生きる子どもたちは、小学校低学年のときから、あるいは、もっと小さなときから、既に、誤った痩せ願望や長時間のスマホ使用による視力の低下などのリスクにさらされているということがあると思います。今後も、教育委員の皆様と課題認識を共有し、子どもたちの健康を守っていきたいと考えています。

それでは、引き続き、御意見をお伺いしたいと思いますが、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○今野教育長職務代理者 私からは、子どもたちにとって魅力ある学びや体験の充実について、文化芸術や自然体験などの活動の促進の視点から、述べさせていただきます。

文化芸術にかかわる活動は、知育にかかわる学習とともに、子どもたちにとって重要なものだと思います。新たな学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの重要性がうたわれています。その意味で、教科の内容として最もそうした要素の強いものが、文化芸術にかかわる学習活動であると言えます。実践を通して美的な感覚や感性を養い、創造性や表現力を高めるのにすぐれた学習活動であるというのが一般的な理解であろうかと思えます。

しかし、最近では、さらに認知的な能力の育成にもかかわっているとの知見も示されるようになってきました。アメリカの教育カリキュラム改革の中では、S・T・E・M、STEM教育が重要であるとの考え方が示されていまして、日本でも、STEM教育学会ができています。Sはサイエンス、Tはテクノロジー、Eはエンジニアリング、Mはマセマティクス、数学ということで、いわゆる理数系の教科に重点を置いていこうという考えなのですが、その後、こうした理数系の認知分野の学習には、アートの教育が欠かせない

という理解が広がってきています。アートの学習が認知にもかかわり、柔軟な発想や表現力、粘り強くやり遂げようとする力が養われる、そういう理解が進んでいるようです。

そうしたことから、最近ではSTEMにアートのAを加えて、STEAM教育という用語も使われております。今、新しい学習指導要領のもとで、小学校からプログラミング教育が導入されましたが、こうしたSTEAM教育の推進の動きとも軌を一にしているものと考えられます。

さらに、経産省では文科省と連携して、STEAM教育の推進を図っていますし、前回の会議で言及しました千代田区立麹町中学校もSTEAM教育を掲げて、新しい実践に取り組んでいる学校です。

いずれにしても、今後、子どもたちが文化芸術の活動に、よりアクティブにかかわっていくことが大事だとする考え方が、一層進むのではないかと思います。そういう観点で、学習活動に当たられる先生方にも、文化芸術教育の可能性の大きさを再認識いただきたいと思いますし、指導にさらなる工夫や意気込みをいただければありがたいと思っています。

現在、小・中学校では、音楽鑑賞教室や能・狂言鑑賞教室など、多くの校外活動が展開されていますが、子どもたちの理解を深め、また、みずから体験する楽しさを味わってもらうため、現地の見学先で体験活動や専門家の指導などを学校が希望する場合には、これをしっかりと支援することが必要ではないかと考えています。

美術館での絵画鑑賞にしても、専門的なコーディネーターのもと、子どもたちが少人数で話し合いながら作品を深く味わうという活動も行われていますし、そうした活動を、教室の中で、出前で実施することもあるということです。

全ての教育活動を教員が抱え込んでしまうのではなく、むしろ、場合に応じて学習活動をより実り多いものにするために、専門的な領域では、社会の専門的な資源や人材をもっと積極的に活用していくべきだと思いますし、アクティブな活動ということでは、遠足や社会科見学、自然体験のような場面についても同様だと思います。

例えば、高尾山に登ったならば、景色を眺めるだけでなく、ビジターセンターに協力してもらって、専門家に高尾山の植生や野鳥を見分けるコツを教わるなど、学校が訪れた先で子どもたちの体験を充実させてあげられることが大変重要ではないかと思います。

また、授業以外の文化的な活動という点では、早稲田小学校の金管バンドのように、子どもたちが何か一つ楽器ができるようになると、大変、すばらしいと思います。先日、ある小学校の創立90周年記念式典に参加させていただいたのですが、そのときにも、小学生の

ブラスバンドの演奏がありまして、大変素敵なものでした。

音楽は聞くだけでなく、いざ取り組むと、弾く、聞かせるなど体験の連続ですし、また、楽器は年齢を重ねても世代を超えて、楽しむことができます。さまざまな面で大きな教養をもたらすものなので、金管バンドのような取組を今後、一層充実していただけたらと思います。

社会的資源の活用や体験による学びの関連で申しますと、今、気をつけて取り組んでいかなければならないのは、プログラミング教育だと思います。早い段階からプログラミング的な思考を身につけさせることが大切だということで、新たに小学校でも必修化されたわけですが、各校、現場レベルではなかなか準備が追いつかない状況にあると聞き及んでいます。

プログラミング教育とは、本来的には、特定のプログラム言語について学ぶということではなく、教科横断的にプログラミング的思考を養うものですが、導入的な部分では、やはり、プログラミングに関する一定の知識が、指導する上で助けとなるでしょうし、情報モラル教育を各校で展開している今、親和性の高い分野として、パソコンなどの情報通信機器に関する知識も豊富であるにこしたことはありません。

こうした専門知識や指導技術が、学校現場でなかなか確保しづらいということなのですが、これも無理のないことで、個人的にプログラミングなどの経験をしている教員ならまだしも、もともと教員養成課程にもなかったことですので、全ての教員がうまくこなすのは、なかなか大変だろうと思います。研修も行われてはいますが、プログラムのソフトなどについての知識、操作、指導方法などを身につけて、実際の授業で余裕を持って対応するのはなかなか困難で、ある程度、限界があるようにも思います。

プログラミングの指導を得意とするNPOなども随分増えてきたように思いますので、少なくとも、プログラミング教育の導入に伴う数年の間、相当程度、外部の専門人材の活用について、積極的に考えていくべきではないかと思います。そうした外部の専門人材を活用した協働による授業を進めていく中で、教員がその技術を身につけることができれば、指導力を高めていく近道にもなるのではないかと思います。

少し幅広に申しましたが、こうした授業やその他の学習活動において、社会的資源や専門人材を活用していくとなると、一定の予算も必要になってきます。区長には子どもたちに対する教育の深化・充実のために、御配慮、御支援をいただければと思っております。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

そのほか、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○星野委員 ただいま、今野教育長職務代理者から、魅力ある学びや体験の充実といったお話がありましたので、この関連として、区立中学校の魅力の再発掘とアピールについて述べたいと思います。

私は小児科医という立場上、区立小・中学校の児童・生徒の保護者の方とお話しする機会が多いのですが、一番大きな関心事というのは、やはり、高校受験です。区立中学校の生徒は必ず高校受験をしなければならないような実態があります。

以前は、高校受験で入学した生徒のほうが学力が高いということで、高校からの募集をしていた学校も相当数あったと思いますが、近年は、都立でも中高一貫校が増えたり、あるいは、私立学校も高校からの生徒募集をやめてしまうようなところが多くなっています。

その理由としては、昨今の学習指導要領の肥大化によって、中学校から教育していかないと、なかなか余裕を持った教育ができないということや、少子化に伴って、大学の附属中学・高校に関しては、早くから生徒を確保したいという理由で、中学校のうちから生徒をどんどんとるという方向にシフトしていることがあります。

このような状況で、保護者の方の中には、高校受験に関して少なからず不安を持っている方が増えているようで、結果として区立中学校を選択してもらえなくなるということが大きな懸念です。

教育委員会では、区長の御理解のもと、英検チャレンジなど、さまざまな手法で学力の向上を努めておりまして、学力調査の結果では、理科、社会には課題があるものの、英語、数学、国語に関しては、国や都の平均を上回る成績です。しかし、やはり、生徒個々の学力差を埋めていく、あるいは、学力の底上げをしていくという点では、先ほど菊田委員からもお話がありましたとおり、個別学習に利用できるタブレット端末を増やして、放課後などに苦手な単元を個別に復習して克服していけるような、その生徒に合った学習を進められるような環境をつくってあげること、そして、区立中学校は決して高校受験に不利でなく、むしろ、そういう取組を保護者や子どもたちに積極的にアピールしていくことが、区立中学校の魅力の再発掘していくことにつながるのではないかと思います。

もう一点は、やはり、高校受験を控えているとなると、自由に使える時間が少ないということだと思います。生徒個々の状況や学習レベルによるとは思いますが、おおよそ、皆、2年生ぐらいから本格的な受験勉強を始めなければならないというのが現状かと思っています。

その中で、やはり趣味の時間、好きなことに打ち込む時間が少ないと言われていました。その点、中高一貫校に進めば、高校1年生ぐらいまでは適度に自由な時間があって、学校生活や趣味活動を楽しめるということも、保護者が子どもに中学受験をさせる一つの要因になっているのではないかという話も聞いているところです。

しかし、区立中学校の現状を見ると、3年生の夏ごろまで多くの生徒がサッカー、バスケットボールなどの運動系や、茶道、放送などの文科系の部活動で活躍しているようです。区立中学校でも、部活動などを通して、十分に、勉強以外の趣味や余暇を楽しんでいることを、保護者の方にしっかりアピールしていくことが大切ではないかと思います。

あわせて、各校が魅力としてアピールしたい学習活動や部活動などを、積極的に発信できる環境をつくってあげることも大切だと思っています。

以上です。

○区長 ありがとうございます。

魅力ある学びや体験の充実について、教育長のお考えも伺いたいと思います。

○酒井教育長 子どもたちの本当の体験活動を充実していくことや、学習活動の際により深い、あるいはプラスアルファの知識を得られるようにすること、このことの御指摘については、実にごもつともであると受けとめております。

星野委員の御発言にもありましたとおり、新宿の子どもたちは理科に課題があるとのデータが出ていますが、これについては、小さいころから身の回りの自然に対する興味関心を高めていくことが非常に重要です。新宿区内には新宿中央公園やおとめ山公園、甘泉園など、緑や水場がまだまだありますので、ちょっとしたことかもしれませんが、そういったところで、例えば、昆虫観察や、草花や木々の移り変わりなど、やわらかな児童・生徒の心を刺激していくような体験も大切ではないかと思っています。

また、今野職務代理者から、楽器の体験というお話がありましたが、何事も実際に体験することで、多くの発見を得られるものです。小学校では伝統文化体験教室を全校で行っていますし、中学校でも、同じく全校で、新宿ものづくりマイスター体験講座や和楽器体験を実施しています。このほか、職場体験や社会奉仕体験など、多様な体験活動を各校の教育課程に位置づけていますので、今後もこうした取組を一層推進し、子どもたちのさまざまな力を育てていきたいと思っています。

なお、各校の取組の中でも、特徴的・魅力的なコンテンツについては、ホームページなどを通じてできる限り発信し、子どもたちや保護者にアピールしていくよう、改めて学校現

場に働きかけていきたいと思っています。

○区長 ありがとうございます。

今野職務代理者から、芸術鑑賞教室などの体験学習において、専門家の指導を有効に活用していく必要性や、そのほか、プログラミング教育における専門性の活用などについても御意見をいただきました。

また、星野委員からは、小学生の進学先として、区立中学校よりも私立中学校を選択する児童が増えてきている現状があるのではないかと御懸念を示された上で、改めて、区立中学校の教育の魅力をアピールしていくことが重要であるとの御意見でした。

魅力ある学びや体験の充実について、多角的に御意見をいただきましたが、さまざまな教育活動において、専門家の協力を得て、子どもたちの体験を充実させていくことは、教育効果の面はもとより、先生方の働き方改革の面でも有効であると考えておりますので、私としても、できる限り支援をさせていただきたいと思います。

学習活動の内容によるかとは思いますが、学年ごとやクラスごとといった講師のかかわり方、また、指導していただく時間の確保などについては、先生方の工夫が必要になってくるかと思っておりますので、子どもたちや先生方にとって無理のない、効果的な学びの形について研究を進めていっていただければと思います。

また、区公式ホームページの広報ビデオ動画配信で、区立学校の特徴的な取組をお知らせする番組を配信すると、一定のアクセス件数がありまして、反響も多いと感じていますので、そうした面での支援も行っていければと考えております。

ここまで「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」の観点から、さまざまな御意見をお伺いしてまいりましたが、本日の議論を振り返って、教育長から一言、御発言をいただけますでしょうか。

○酒井教育長 本日は、区長と第1回会議で意見交換を行った論点について議論を深めるとともに、現状の課題認識を踏まえた論点について、意見交換を行うことができました。このことは、教育ビジョンに掲げる取組の2年目に当たる今年度において、教育ビジョンの推進をより確かなものにするとともに、それぞれの取組の効果を高めていく上で、非常に有意義であったと思います。

教育行政の長期的取組については、羽原委員からお話がありましており、今後の社会経済情勢の変化を見据え、教育委員会としても、さまざまな取組について、積極的に次の一手を練っていくことが肝要であると、思いを新たにしたところです。区長にもお力添えを

いただきながら、新宿区が一体となって、次世代を担う子どもたちを育てていければと思っています。

また、学校及び教員の環境整備については、教員の働き方改革、とりわけ、学校運営に携わる多様なスタッフに、安定的に活躍してもらうことの重要性について御意見をいただきました。教育委員会としても、子どもたちの豊かな育ちと学びのために、一層、やりがいを持って働くことができる学校現場を目指し、引き続き、取り組んでまいります。

このほか、ICTの活用についてや、子どもたちの健康について、また、魅力ある学びや体験の充実についてといった、大変重要なテーマのもと、さまざまな御意見をいただきました。いずれも、一朝一夕に解決することの難しいテーマではありますが、区長や教育委員の皆様のお考えを伺い、各取組の方向性を再確認することができましたので、本日の議論を踏まえ、引き続き、着実かつ効果的に教育行政を推進してまいりたいと考えております。

○区長 ありがとうございます。

ほかに御発言がある方は、いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○区長 本日は第1回の総合教育会議に引き続きまして、「子どもたちの一層豊かな育ちと学びの実現に向けた取組」の観点から、教育委員の皆様と、大変、有意義な意見交換を行わせていただきました。

教育委員の皆様方が、それぞれのテーマについて具体的にお考えいただいていることを、大変、心強く思っております。

第1回の総合教育会議でも、教育委員の皆様と認識を共有いたしました。今年度は教育ビジョンや総合計画、第一次実行計画に掲げる取組が、いよいよ本格実施したという、2年目に当たる極めて重要な年です。長期的な視点に立った教育行政についても御意見をいただきましたとおり、区は、財政的には厳しい状況も続いておりますが、将来、区を背負って立ってもらう新宿区の子どもたちのために、あらゆる知恵を絞り、区政を推進してまいりたいと思います。

◎ 閉 会

○区長 それでは、本日の議事は以上とさせていただきます、これをもちまして、令和元年度第2回、新宿区総合教育会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございました。

午後 2時52分閉会